

【報告 1】

令和 7 年度 地域公共交通確保維持改善事業 費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国 庫補助金）交付申請の変更について

【要旨】

令和 7 年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「市区町村毎の国庫補助上限額」が改定され、交付申請額に変更が生じたため、変更を行ったもの。

当初交付申請額 6, 0 6 5 千円

↓

変更後交付申請額 1 9, 5 1 9 千円

各地方運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

令和7年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8に定める「補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額」については、令和7年10月20日付国総地第167号の1により通知したところですが、令和7年度補正予算成立に伴い、一部を改訂し、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

- ①地域公共交通計画を策定した場合の算定式
対象人口 × 90円 + 200万円（定額）
- ②地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

- ③地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

- ④地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8ただし書きに係る場合（別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合）

①～③の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

なお、災害等により被災した市町村においては、上記算定式によらず特段の配慮を行うこととする。

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

以上

【変更前（当初）の算定式】

地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式
対象人口 × 240円 + 400万円（定額） = 606万5千円

補助上限額が定額から1/2補助に引き上げられたことにより、大幅な増額となる。
【変更後】チョイソコ3,615千円 × 1/2 = 1,807千円、杉生線35,425千円 × 1/2 = 17,712千円
1,807千円 + 17,712千円 = 19,519千円

1. 対象人口の考え方

(1) 人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口（※）を比較し、多い人口を対象人口とする。

(2) 政令市、中核市の場合は、交通不便地域の人口（※）を対象人口とする。

※交通不便地域の人口とは、次に掲げる地域の人口の合計（重複する場合を除く。）とする。

- ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第44条第4項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。）
- ② 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域
- ③ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ④ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島
- ⑦ 沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄県の区域
- ⑧ 交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域（以下「運輸局長指定交通不便地域」という。）

(3) 運輸局長指定交通不便地域の地域内フィーダー系統のみを申請する場合は、運輸局長指定交通不便地域の人口のみを対象人口とする。

2. 今後の国庫補助上限額の考え方

今後も必要な予算の確保に最大限努めるものの、国庫補助の上限額については、何らかの調整があり得る。

地域公共交通活性化再生法に規定する地域公共交通計画の策定を補助要件としていることを踏まえ、公的負担による確保維持が真に必要な地域内フィーダー系統に対し、効果的・効率的な補助を実施する観点から、国庫補助の上限額については、今後も必要な見直しを行うことがあり得る。

利便増進計画及び継続実施計画の認定を受けた場合の特例の期間については、最長5年間とすることとし、それ以降については、改めて認定を受けた場合を除き、①地域公共交通計画を策定した場合の算定式を適用する。

令和8年1月16日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 猪名川町地域公共交通会議
住 所 兵庫県川辺郡猪名川町
上野字北畑11-1
代表者氏名 会長 柳原 崇男

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請の変更について

標記の件について、以下のとおり変更します。

- 変更日
令和7年12月25日
- 変更箇所
令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請書の補助金の額、国庫補助上限額、国庫補助金申請額
- 変更理由
令和7年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8に定める「補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額」が改定され、交付申請額に変更が生じたため。

令和 8 年 1 月 1 6 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 猪名川町地域公共交通会議
住 所 兵庫県川辺郡猪名川町
上野字北畑 1 1 - 1
代表者氏名 会長 柳原 崇男

令和 7 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
2	1 9 , 5 1 9 千円

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(区域型運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	3,024千円	営業外収益	0千円	経常収益	3,024千円
	営業費用	13,576千円	営業外費用	0千円	経常費用(イ)	13,576千円
	営業損益	▲10,552千円	営業外損益	千円	経常損益	▲10,552千円
補助対象期間のサービス提供時間(ロ)	4,756.8 時間				経常収支率	22.27 %

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域時間当たり標準経常費用 ニ	時間当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
京阪神	2,854円.01銭	3,776円.77銭	2,854円.01銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利便増進特例措置又は運送継続特例措置	運行系統名	営業区域	計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	サービス提供時間 ヘ	補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 チ	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (ヘ-(ト+チ)÷ヘ=リ)
猪名川町	1	-	アコイフコ(阿古谷・松尾台地区)	阿古谷・松尾台地区	8,204.0 回	6,076.0 回	回	回	74.06 %	2,096.1 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
	2				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
	3				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
	4				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
	5				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
合計													

市区町村	申請番号	補助対象経常費用 ホ×ヘ=ヌ	補助対象系統の経常収益 ル	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ヌ-ル=ヲ	のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヲ×リ=ワ	補助対象経費 カ	補助対象経費の1/2 カ×1/2=ヨ	国庫補助上限額 タ	国庫補助金申請額 レ
猪名川町	1	5,982,290 円	2,366,320 円	3,615,970 円	3,615,970 円	3,615. 千円	1,807.5 千円	1,807. 千円	1,807. 千円
	2	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
	3	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
	4	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
	5	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
合計		5,982,290 円	2,366,320 円	3,615,970 円	3,615,970 円	3,615. 千円	1,807. 千円	1,807. 千円	1,807. 千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヘ-ル=ソ	損失額から国庫補助額を控除した額 ソ-レ=ツ	ツの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
猪名川町	1	3,615,970 円													
	2	円													
	3	円													
	4	円													
	5	円													
合計		3,615,970 円	1,808,970 円	351,000 円	19.4 %	1,457,970 円	80.6 %	円	%	円	%				

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号)によること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」については、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.「地域時間当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.時間当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9.「利便増進特別措置又は運送継続特別措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合は「利便」と記載し、地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表10)を受けて補助対象となる場合は「継続」と記載する。
- 10.「計画運行回数」については、大臣に認定された地域公共交通計画に記載された回数を転載すること。
- 11.「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12.「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13.「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14.「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「サービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 16.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)に記載すること。
- 17.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 19.「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 20.「補助対象経費」は、(ワ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象経費の1/2」は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 22.「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.サービス提供時間とは、事業開始時間から事業終了時間までの間をいい、そのうち、待機時間、回送時間、予約受付に係る時間についても含める。ただし、時間外に行われる予約受付に係る時間等については含めない。
- 24.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。ただし、休憩時間及びその他事業に従事している時間については含めない。
- 25.回送時間については、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。ただし、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり、乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2.様式第1-5の運行系統別輸送実績。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	15,131,861 千円	営業外収益	1,137,599 千円	経常収益	16,269,460 千円
	営業費用	15,396,399 千円	営業外費用	71,457 千円	経常費用(イ)	15,467,856 千円
	営業損益	▲ 264,538 千円	営業外損益	1,066,142 千円	経常損益	801,604 千円
補助対象期間の実車走行キロ(ロ)	21,759,540.0 km			経常収支率	105.18 %	

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域キロ当たり 標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
京阪神	710円.85銭	558円.96銭	558円.96銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請 番号	利便増 進特例 措置又は運送 継続特 例措置	運行 系統名	運行系統			計画運行回数 (イ)	実績運行回数 (ろ)	運休回数 (は)	運休回数のうち1 2条2項ただし書 によりやむを得な いとして大臣が認 めた回数 (に)	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限 とする。) (ほ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロッ ク外乗入部 分のキロ程 ト	同一補助ブ ロック市区 町村外乗 入部分の キロ程 チ	補助ブロック外乗入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のキ ロ程の比率 (ヘ÷(ト+チ))÷ヘ=リ
				起点	主な 経由地	終点									
猪名川町	2	継続	杉生線	日生中央駅	杉生	柏原	2,422.5 回	2,420.0 回	2.5 回	2.5 回	100.00 %	往 18.1km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
合計															

市区町村	申請 番号	実車走行キロ ヌ	補助対象 経常費用 ホ×ヌ=ル	補助対象系統 の経常収益 ヲ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ルーラ=ワ	ワのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗入部 分以外に係るもの ワ×リ=カ	補助対象経費 ヨ	補助対象経費の1/2 ヨ×1/2=タ	国庫補助 上限額 レ	国庫補助金 申請額 ソ
猪名川町	2	86,826.0 km	48,532,260 円	13,106,888 円	35,425,372 円	35,425,372 円	35,425 千円	17,712.5 千円	17,712 千円	17,712 千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		86,826.0 km	48,532,260 円	13,106,888 円	35,425,372 円	35,425,372 円	35,425 千円	17,712 千円	17,712 千円	17,712 千円

市区町村	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ハ×ヌ=ラ=ツ	損失額から国庫補 助額を控除した額 ツ-ソ=ネ	ネの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
猪名川町	2	48,613,374 円													
		円													
		円													
		円													
		円													
合計		48,613,374 円	30,901,374 円	円	%	17,288,000 円	55.9 %	円	%	13,613,374 円	44.1 %				

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号)によること。
- 4.「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 9.「利便増進特例措置又は運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合は「利便」と記載し、地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表10)を受けて補助対象となる場合は「継続」と記載する。
- 10.「計画運行回数」については、大臣に認定された地域公共交通計画に記載された回数を転載すること。
- 11.「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
- 12.「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
- 13.「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
- 14.「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 16.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ト)欄に記載すること。
- 17.「補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
- 20.「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
- 21.「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 22.「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
- 2.様式第1-5の運行系統別輸送実績。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 猪名川町地域公共交通会議
住 所 兵庫県川辺郡猪名川町
上野字北畑 1 1 - 1
代表者氏名 会長 柳原 崇男

令和 7 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 交付申請書

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
2	6, 0 6 5 千円

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(区域型運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	3,024千円	営業外収益	0千円	経常収益	3,024千円
	営業費用	13,576千円	営業外費用	0千円	経常費用(イ)	13,576千円
	営業損益	▲10,552千円	営業外損益	千円	経常損益	▲10,552千円
補助対象期間のサービス提供 時間(ロ)	4,756.8 時間				経常収支率	22.27 %

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり 経常費用 イ÷ロ＝ハ	地域時間当たり 標準経常費用 ニ	時間当たり経常費用 ハ÷ロのいずれか少ない額 ホ
京阪神	2,854円.01銭	3,776円.77銭	2,854円.01銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請 番号	利便 増進 特措 措置 又は 運送 継続 特措 措置	運行 系統名	営業区域	計画運行回数 (イ)	実績運行回数 (ロ)	運休回数 (ハ)	運休回数 のうち12条2 項ただし書 によりやむを 得ないとして 大臣が認め た回数 (ニ)	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限 とする。) (ホ)	サービス提供時間 ヘ	補助ブロック外 乗入部分に係る サービス提供時間 ト	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサー ビス提供時間 チ	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外の サービス提供時間の 比率 (ヘ÷(ト+チ))÷ヘ×100
猪名川町	1	-	チヨイソ コ(阿古 谷・松尾 台地区)	阿古谷・松 尾台地区	8,204.0 回	6,076.0 回	回	回	74.06 %	2,096.1 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
	2				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
	3				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
	4				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
	5				回	回	回	回	%	時間	時間	時間	
合計													

市区町村	申請 番号	補助対象 経常費用 ホ×ヘ＝ヌ	補助対象系統 の経常収益 ル	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ヌー＝ル＝ヲ	ヲのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補 助ブロック市区町村外 乗入部分以外に係るも の ヲ×リ＝ワ	補助対象経費 カ	補助対象経費の1/2 カ×1/2＝ヨ	国庫補助 上限額 タ	国庫補助金 申請額 レ
猪名川町	1	5,982,290 円	2,366,320 円	3,615,970 円	3,615,970 円	3,615 千円	1,807.5 千円	606 千円	606 千円
	2	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
	3	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
	4	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
	5	円	円	円	円	. 千円	. 千円	. 千円	. 千円
合計		5,982,290 円	2,366,320 円	3,615,970 円	3,615,970 円	3,615 千円	1,807 千円	606 千円	606 千円

市区町村	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ハ×ヘー＝ソ	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ソー＝ツ	ツの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体 的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
猪名川町	1	3,615,970 円	円											
	2	円	円											
	3	円	円											
	4	円	円											
	5	円	円											
合計		3,615,970 円	3,009,970 円	351,000 円	11.7 %	2,658,970 円	88.3 %	円	%	円	%			

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	15,131,861 千円	営業外収益	1,137,599 千円	経常収益	16,269,460 千円
	営業費用	15,396,399 千円	営業外費用	71,457 千円	経常費用(イ)	15,467,856 千円
	営業損益	▲ 264,538 千円	営業外損益	1,066,142 千円	経常損益	801,604 千円
補助対象期間の実車走行キロ(口)	21,759,540.0 km				経常収支率	105.18 %

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域キロ当たり標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
京阪神	710円.85銭	558円.96銭	558円.96銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利便増進特例措置又は運送継続特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (ヘ-(ト+チ))÷ヘ=リ
				起点	主な経由地	終点									
猪名川町	2	継続	杉生線	日生中央駅	杉生	柏原	2,422.5 回	2,420.0 回	2.5 回	2.5 回	100.00 %	往 18.1km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.000%
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
							回	回	回	回	%	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	
合計															

市区町村	申請番号	実車走行キロ ヌ	補助対象経常費用 ホ×ヌ=ル	補助対象系統の経常収益 ラ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ルーラ=ワ	ワ×リ=カ ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費 ヨ	補助対象経費の1/2 ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額 レ	国庫補助金申請額 ソ
猪名川町	2	86,826.0 km	48,532,260 円	13,106,888 円	35,425,372 円	35,425,372 円	35,425 千円	17,712.5 千円	5,459 千円	5,459 千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
		km	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円
合計		86,826.0 km	48,532,260 円	13,106,888 円	35,425,372 円	35,425,372 円	35,425 千円	17,712 千円	5,459 千円	5,459 千円

市区町村	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヌ-ラ=ツ	損失額から国庫補助額を控除した額 ツ-ソ=ネ	ネの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
猪名川町	2	48,613,374 円													
		円													
		円													
		円													
		円													
合計		48,613,374 円	43,154,374 円	円	%	29,541,000 円	68.5 %	円	%	13,613,374 円	31.5 %				

【報告 2】

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費
補助金（地域旅客運送サービス継続推進事業
（運送継続計画推進事業））補助金額の減額予
定について

【要旨】

令和 7 年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画推進事業））の補助対象事業の一部内容変更及び事業実施額の減少に伴い、交付決定額より減額が見込まれるため、収入額の変更を予定するもの。

交付決定額	2, 4 9 4, 0 0 0 円
↓	
変更後補助予定額	2, 3 9 5, 3 1 5 円

令和8年1月21日

国土交通大臣 殿

住 所 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
氏名又は名称 猪名川町地域公共交通会議
会長 柳原 崇男

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画推進事業））補助対象事業状況報告書

令和7年5月19日付け近運交交第8号の8をもって補助金交付決定通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)) 補助対象事業遂行状況表

補助対象事業者名 猪名川町地域公共交通会議 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
【名称】 杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画推進事業 【内容】 ・公共交通・乗継情報等の提供 ・モビリティ・マネジメントの実施 ・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査及び協議会開催	6,658,230	2,494,000	2,395,315	98,685	補助対象経費 変更後見込額 4,790,630円

↑
 実施額 = 補助金交付予定額
 (補助対象経費 × 1/2)

(添付書類)

(1) 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

- ・補助対象経費 総括表 (変更内容記載)
- ・実施額根拠書類 (各契約書等)

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)
 【補助対象経費 総括表】(変更内容記載)

住 所 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1
 氏名又は名称 猪名川町地域公共交通会議
 会 長 柳 原 崇 男

1. 補助事業の実施期間 交付決定日 ~ 令和8年3月31日

2. 補助対象経費(実施予定額)

(単位:円)

経費区分		(1)補助対象経費(見込) (税込)	(2)国費(見込) (税込)	地域の負担(見込) (税込)	補助対象経費に係る算定根拠
【事業名称】 杉生線地域旅客運送 サービス継続実施計 画推進事業	① 公共交通・乗継情報等 の提供	1,300,000	650,000	650,000	+杉生線PR動画等作成料:1,194,000円 →町予算なしのため削除 ・杉生線ラッピングバス施工料:1,760,000 円 → 1,300,000円 →デザイン費部分の減額
	② モビリティ・マネジメント の実施	234,630	117,315	117,315	+MM教育事業(阪急バス企画券):71,100 円 →町で執行のため削除 +MM事業参加記念品作成(キホルダー): 165,000円 →町予算なしのため削除 ・MM教育教材の作成(交通すごろく): 207,130円 ・MMに係るワークショップ開催:27,500円
	③ 効果検証のためのOD 調査や満足度調査等の フォローアップ調査及び 協議会開催	3,256,000	1,628,000	1,628,000	・効果検証・フォローアップ調査及び協議 会運営事業:3,264,000円 →3,256,000円 →契約金額の変更(契約時の端数調整に より8,000円減額)
合 計 額		4,790,630	2,395,315	2,395,315	

3. 実施額根拠書類

経費区分	実施額根拠書類	
【事業名称】 杉生線地域旅客運送 サービス継続実施計 画推進事業	① 公共交通・乗継情報等 提供	杉生線ラッピングバス施工料 1-1_契約書(ラッピングバス車両デザイン制作業務委託) 1-2_契約書(杉生線ラッピングバス施工業務委託)
	② モビリティ・マネジメント の実施	2-1_契約書(MM教育教材の作成(交通すごろく)、猪名川町版「交通すごろく」製作業務委託) 2-2_覚書(MM実施に係るワークショップ、ワークショップ「日生中央駅前ミーティング」及び日生中央駅前アーケード 装飾に関する覚書) 2-3_請求書(参考資料、ワークショップに係る配置人数)
	③ 効果検証のためのOD 調査や満足度調査等の フォローアップ調査及び 協議会開催	3-1_契約書(令和7年度猪名川町公共交通会議運営支援等業務委託) 3-2_内訳書(令和7年度猪名川町公共交通会議運営支援等業務委託)

実施額根拠書類(契約書等)については、本資料への
添付を省略

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)
【補助対象経費 総括表】

(参考)
当初交付申請時の
内容

住 所 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1
氏名又は名称 猪名川町地域公共交通会議
会 長 柳 原 崇 男

1. 補助事業の実施期間 交付決定日 ~ 令和8年3月31日

2. 補助対象経費(実施予定額)

(単位:円)

経費区分	(1) 補助対象経費(見込) (税込)	(2) 国費(見込) (税込)	地域の負担(見込) (税込)	補助対象経費に係る算定根拠	
【事業名称】 杉生線地域旅客運送 サービス継続実施計 画推進事業	① 公共交通・乗継情報等 の提供	2,951,000	1,475,500	1,475,500	・杉生線PR動画等作成料:1,191,000 円 ・杉生線ラッピングバス施工料: 1,760,000円
	② モビリティ・マネジメント の実施	443,230	221,615	221,615	・MM教育事業(阪急バス企画券):71,100 円 ・MM教育教材の作成(交通すざろく): 207,130円 ・MM事業参加記念品作成(キーホルダー): 165,000円
	③ 効果検証のためのOD 調査や満足度調査等の フォローアップ調査及び 協議会開催	3,264,000	1,632,000	1,632,000	・効果検証・フォローアップ調査及び協 議会運営事業:3,264,000円
合計額	6,658,230	3,329,115	3,329,115		

3. 実施額根拠書類

経費区分	実施額根拠書類	
【事業名称】 杉生線地域旅客運送 サービス継続実施計 画推進事業	① 公共交通・乗継情報等 の提供	①-1_見積書(令和7年度猪名川町公共交通会議運営支援等業務委託) ①-2_見積書(杉生線ラッピングバス施工業務委託)
	② モビリティ・マネジメント の実施	②-1_見積書(MM教育事業(阪急バス企画券)) ②-2_見積書(MM教育教材の作成(交通すざろく)) ②-3_見積書(MM事業参加記念品作成(キーホルダー))
	③ 効果検証のためのOD 調査や満足度調査等の フォローアップ調査及び 協議会開催	①-1_見積書(令和7年度猪名川町公共交通会議運営支援等業務委託)と同様

4. 不足書類

経費区分	実施額根拠書類	
【事業名称】 杉生線地域旅客運送 サービス継続実施計 画推進事業	① 公共交通・乗継情報等 の提供	・なし
	② モビリティ・マネジメント の実施	・なし
	③ 効果検証のためのOD 調査や満足度調査等の フォローアップ調査及び 協議会開催	・なし

様式第5-2 (日本産業規格A列4番)

近運交交第8号の8
令和7年5月19日

猪名川町地域公共交通会議
会長 柳原崇男 殿

近畿運輸局長
(公印省略)

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)) 交付決定通知書

令和7年4月1日付けで申請のあった「令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、令和7年5月19日付け国総地第79号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金 6,658,230 円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金 2,494,000 円		

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)の実施に関する事項を掲載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第5-2 別紙

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)) 交付決定事業

補助対象事業者名 猪名川町地域公共交通会議 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p>【名称】</p> <p>杉生線地域旅客運 送サービス継続実 施計画推進事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通・乗継情 報等の提供 ・モビリティ・マネ ジメントの実施 ・効果検証のため のOD調査や満足 度調査等のフォロ ーアップ調査及び 協議会開催 	<p>着手予定日:</p> <p>交付決定日以降</p> <p>完了予定日:</p> <p>令和8年3月31日</p>	6,658,230	2,494,000

【議案 1】

令和 7 年度 地域公共交通確保維持改善事業 に関する事業評価（一次評価）について

【要旨】

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等に基づき、協議会自らによる事業の実施状況の確認、自己評価（以下「一次評価」という。）を行い、当該一次評価の結果を、近畿運輸局に報告するとともに、ホームページ等で公表する必要があります。

事業評価（案）の内容について、議決を行うもの。

猪名川町地域公共交通会議（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

○ 地域特性

猪名川町は、以下のような地域特性が挙げられる。

- ・町域は東西に約8km、南北に約18kmと南北に細長い形状（面積：90.33㎡）。
- ・町最北部に位置する大野山（標高753m）を源流とする猪名川が町の中央を北から南へ流れ、その周辺に集落が形成されており、町の南部の丘陵地では民間事業者による大規模住宅地開発が行われ、市街地を形成。

人口：28,264人（令和7年9月末）

高齢化率：34.9%（令和7年9月末）

人口動態：（R5年度）

自然増加 －250人（出生 72人 死亡 322人）

社会増加 －279人（転入等 620人 転出等 899人）

産業構造：【事業所（R3年）】

事業所数：642 従業者数：7,690人

【商業（R3年）】

商店数：115（卸売 16 小売 99）

年間販売額：290億3,200万円（卸売 9億4,200万円 小売 280億9,000万円）

【工業（R4年）】

工場数：14 製造品出荷額：97億2,891万円

【農業（R4年）】

農家数：558戸 耕地面積：399ha

【猪名川町地域公共交通計画】（R6.7月改訂）

○ 基本方針と計画目標

基本方針：元気に安心して暮らせる魅力あるまちづくりを支える持続可能な公共交通を構築

○ 計画の目標及び期間

1. 計画目標

- ①：まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成
- ②：わかりやすく・利用しやすい地域公共交通環境づくりの推進
- ③：住民・事業者・行政等の多様な関係者との連携による持続可能な地域公共交通の実現

2. 計画期間

令和4年度から令和12年度までの9年間

○ 公共交通の将来像

現状の運行状況や役割を踏まえ、「広域基幹交通」、「町内基幹交通」、「生活交通」に機能分類し、階層的なネットワークを構築。

また、「乗継拠点」を設けることで、広域基幹交通、町内基幹交通、生活交通の接続性を高め、効率的で効果的なネットワークの形成を目指す。

1. 猪名川町における公共交通の役割分担と位置づけ

機能分類	役割	対象
広域基幹交通	○ 町内と周辺市町を結ぶ町の骨格を形成するために重要な機能を担い、広域的な公共交通の軸として、通勤・通学等住民生活を支える。	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道（能勢電鉄：日生線） ・路線バス（阪急バス：杉生線（清和台系統）、猪名川パークタウン線、つつじが丘線）
町内基幹交通	○ 町内の都市拠点や集落拠点間を結ぶ町内の骨格を形成し、町内各地域と猪名川町中心部等とのアクセスに重要な役割を担い、住民生活を支える。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（阪急バス：杉生線（杉生系統）、日生ニュータウン線）
生活交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路線バスが乗り入れ困難な地域の生活圏内の移動を支え、猪名川町中心部及び基幹交通（広域基幹交通・町内基幹交通）へのアクセス手段として機能を担い、住民生活を支える。 ○ デマンド交通「チョイソコいながわ」は、コミュニティバス「ふれあいバス」では対応しきれない需要が分散・少ない地域を補充する役割や移動が困難な交通不便地域の解消を担う交通モードの役割を担い、住民生活を支える。 ○ タクシーは、他の公共交通機関が運行していない時間帯をはじめ地域住民及び来訪者等の移動ニーズに応じたドア-to-ドアの輸送が対応可能な移動手段であることから、猪名川町の公共交通機関として位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス「ふれあいバス」 ・デマンド交通「チョイソコいながわ」 ・タクシー
乗継拠点	○ 広域基幹交通、町内基幹交通及び生活交通間の乗継拠点で、待合空間の整備・乗継き情報等機能強化を図るべき拠点として位置付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・日生中央 ・紫合・南田原地区周辺 ・杉生 ・六瀬総合センター前

2. 猪名川町における乗継拠点の考え方

乗継拠点	役割	想定する対象交通
日生中央	○ 町内と周辺市町を結ぶ町の骨格を形成する機能を担う広域基幹交通をはじめ、町内基幹交通及び生活交通が結節する交通機能を担う。また、猪名川町の中心部としての地域の拠点・賑わい機能やサービス機能としての役割も担う。	【広域基幹交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道（能勢電鉄：日生線） ・路線バス（阪急バス：杉生線（清和台系統）、猪名川パークタウン線、つつじが丘線） 【町内基幹交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（阪急バス：杉生線（杉生系統）、日生ニュータウン線） 【生活交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス「ふれあいバス」 ・デマンド交通「チョイソコいながわ」 ・タクシー
紫合・南田原地区周辺	○ 町の北部地域（大島小学校区及び楊津小学校区）への玄関口に位置し、町内と周辺市町を結ぶ広域基幹交通と北部地域を結ぶ町内基幹交通や生活交通が結節する交通機能を担う。	【広域基幹交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（阪急バス：杉生線（清和台系統）、猪名川パークタウン線、つつじが丘線） 【町内基幹交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（阪急バス：杉生線（杉生系統）、日生ニュータウン線） 【生活交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス「ふれあいバス」 ・タクシー
杉生・六瀬総合センター前	○ 路線バスが乗り入れ困難な地域の生活圏内の移動を支える生活交通と、猪名川町中心部等へアクセスする町内基幹交通との乗継拠点の機能を担う。	【町内基幹交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（阪急バス：杉生線（杉生系統）） 【生活交通】 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス「ふれあいバス」 ・デマンド交通「チョイソコいながわ」

※町の考え方を示したものであり、交通事業者との協議・調整が必要である。

3. 猪名川町地域公共交通ネットワーク見直し方針

公共交通事業者やまちづくり施策との連携をはじめ、人口減少、高齢化の進展を見据え、コミュニティバス「ふれあいバス」をはじめとする町内の公共交通ネットワークのあり方を定める

① 路線バスとコミュニティバス「ふれあいバス」等の役割を明確にし、利用しやすい料金体系による新たなバスネットワークの形成

猪名川町内の多くの地域において、路線バスとコミュニティバス「ふれあいバス」のルートが重複し、異なる料金体系で運行している状況を踏まえ、路線バスとコミュニティバス「ふれあいバス」の役割分担と連携による効果的で効率的なルートの見直しと、料金格差の緩和に向けた新たな料金体系の構築を図り、新たなバスネットワークの実現を目指します。

② まちづくりと連携した交通結節点の強化

猪名川町の交通・商業機能の拠点となる日生中央駅前、紫合・南田原地区周辺及び町内の主要な地点等を『乗継拠点』と位置づけ、猪名川町内各地から交通結節点（乗継拠点）へのアクセス利便を向上し、鉄道・路線バス・コミュニティバス「ふれあいバス」等の乗り継ぎを改善することで、町内や町外への住民の公共交通による移動の利便性を確保します。

③ 地域特性や利用実態に応じた多様な交通システムによる持続可能な交通体系の構築

地域別の利用実態や、時間帯による利用実態を踏まえ、効率的な運行を図るために、既存の交通システムにとらわれず、経費の削減が見込まれる効率的な新たな交通システムへの転換も含めた見直しを行います。それにより、財政負担の軽減を図り、持続可能な交通体系の構築をめざします。

④ 住民・事業者・行政などの多様な関係者との連携

住民をはじめとする地域の関係者、事業者、行政などがそれぞれの立場で役割を認識し、協働により公共交通を支えることで、地域に適した持続可能な公共交通の実現をめざします。また、地域の公共交通を地域住民自身で守り育てる意識の醸成を図ります。



出典：猪名川町地域公共交通ネットワーク見直し方針（令和2年（2020年）3月策定 猪名川町）

公共交通ネットワークのイメージ図

※ 別添のとおり

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

○ 評価の基本的な考え方

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づいて、計画の進捗確認と効果の検証・評価を行うものとする。なお、猪名川町総合計画や猪名川町都市計画マスタープラン等の上位計画・関連計画の改訂、国や兵庫県における関連する法令・計画の見直し、社会情勢の変化などにも配慮して、適宜見直しを図る。

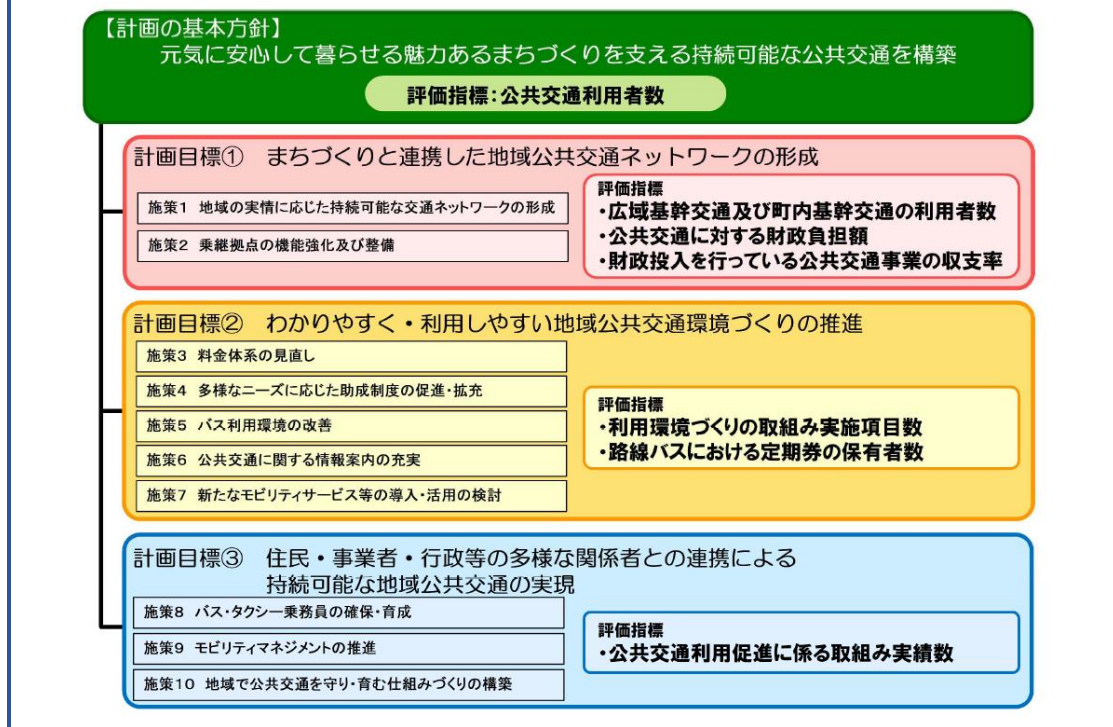


○ 評価指標と目標値

猪名川町地域公共交通計画における基本方針及び計画目標に係る評価指標と目標値の設定は以下のように設定する。

評価指標		基準値(年次) 目標値(目標年次)
基本方針	公共交通利用者数	基準値:19,279人(令和元年) 目標値:13,389人(令和12年)
計画目標①	広域基幹交通及び町内基幹交通の利用者数	
	鉄道乗降者数(日生中央駅)	基準値:10,623人/日(令和元年) 目標値:7,209人/日(令和12年)
	路線バス乗降者数(町内停留所)	基準値:8,864人/日(令和元年) 目標値:6,015人/日(令和12年)
	公共交通に対する財政負担額	現在値:6,120万円/年(令和5年度) 目標値:7,710万円/年(令和12年度)
	財政投入を行っている公共交通事業の収支率	
	杉生線(杉生系統)	基準値:- 目標値:25.0%(令和12年度)
	コミュニティバス「ふれあいバス」	基準値:1.6%(令和2年度) 目標値:25.0%(令和12年度)
	デマンド交通「チョイソコいながわ」	基準値:16.3%(令和3年) 目標値:25.0%(令和12年度)
計画目標②	利用環境づくりの取組み実施項目数	基準値:4件(令和3年度) 目標値:10件(令和12年度)
	路線バスにおける定期券の保有者数	基準値:1,577人(令和3年) 目標値:1,252人(令和12年)
計画目標③	公共交通利用促進に係る取組み実績数	基準値:3件(令和3年度) 目標値:10件(令和12年度)

- ・ 目標の達成に向けて実施する施策について、施策実施による効果が発現しているか確認し、状況に応じてスケジュールや施策内容等の見直しを実施。
- ・ 住民に対して、計画の取組み状況を伝えるとともに、利用者の立場として積極的に公共交通を利用する意識の醸成を図る。
- ・ 事業実施主体にとって、計画の中における施策の効果を確認し、さらなる施策実施に向けたモチベーション（動機づけ）とする。
- ・ 「指標の明示化」（施策・事業の実施により発生する効果・成果を表すアウトカム指標など）が求められるため、可能な限り定量的で分かりやすい指標を設定。



3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

【地域内フィーダー系統】

○ 地域内の公共交通の概要、問題点

猪名川町の公共交通は、現在、鉄道（能勢電鉄（株））、路線バス（阪急バス（株））をはじめ、町内の交通不便地の解消と、高齢者や障がい者、学生などで車を運転しない方の移動手段の確保を目的として、平成12年からコミュニティバス「ふれあいバス」を運行している。また、交通不便地の移動手段を将来的に維持していくために、地域の停留所から幹線道路上のバス停までエリア内限定で運行するデマンド交通「チョイソコいながわ」の実証実験運行を令和2年5月から実施し、令和4年4月から本格運行している。

しかし、人口減少の進行による公共交通利用者の減少や公共交通関連の公費負担が増大する状況から、路線バスでは一部区間の廃止や減便が行われており、鉄道を含め

た町内公共交通の維持・確保・改善や公共交通網のあり方について抜本的な見直しが必要となっている。一方で、鉄道駅や商業などの都市機能を有するエリアと、中山間地域などの居住エリアを公共交通でつなぐことにより、まちづくりと連携した快適な住民生活を維持する必要がある。

現状・問題点を踏まえた課題

猪名川町を取り巻く地域公共交通の現状・問題点を踏まえ、猪名川町における地域公共交通の課題を以下に示します。

① 持続可能な公共交通体系の構築

- ・人口減少や少子化に伴う公共交通利用者の減少やバス乗務員不足による路線バスのサービス水準の低下や路線廃止などの悪循環の防止と改善
- ・高齢者や運転免許証自主返納者等の自動車を運転できない方に対する移動手段の確保
- ・公共交通と福祉施策による輸送サービスの役割分担
- ・地域のニーズや事情に応じた公共交通システムの見直し

② 公共交通の維持・活性化に向けた料金体系の見直し

- ・公共交通の持続性を高めるため、路線バスやコミュニティバス「ふれあいバス」の料金体系の見直し
- ・異なる公共交通モード間の乗継時における料金負担の軽減

③ 各交通モードの役割の明確化とまちづくりとの連携による公共交通ネットワークの再構築

- ・利用ニーズに対応した効率的・効果的な交通ネットワークの構築
- ・住まいの地域から最寄りの都市拠点・集落拠点及び拠点間のアクセスを確保
- ・乗継ぎによる利便性の低下を極力抑える仕組みづくり
- ・まちづくりと連携した新たな拠点へのアクセスの検討

④ 公共交通に対する意識醸成

- ・自動車利用者に対する公共交通利用の役割や必要性の理解
- ・地域主体による公共交通を守り・育てる意識の醸成
- ・公共交通のわかりやすい情報提供と利用促進

○ 取組の実施に至る経緯

猪名川町は、阪急バス・能勢電鉄・コミュニティバス・タクシーが地域公共交通として、住民の皆様の重要な移動手段を担っているが、少子高齢化や人口減少に伴う公共交通利用者の減少や交通事業者の乗務員不足など、地域交通は深刻な状況にある。

平成30年度には、阪急バス（株）から協議の申し入れを受け、町内を運行する公共交通事業者等と協議し、令和2年5月から杉生線（阪急バス（株））の杉生～柏原間及び杉生～杉生新田間を運行休止とした。

そこで、利用者のニーズに合った路線に見直し、利便性を上げ猪名川町の地域交通を元気にするために、運営事業者であるネッツトヨタ神戸（株）、運行事業者である日の丸ハイヤー（株）と連携し、新しい交通システムとして乗り合い移動サービス「チヨイソコいながわ」を実施し、生活交通ネットワークの構築を進めた。

しかしながら、令和4年5月に、沿線人口の減少など利用者が減少したこと等の要因により、事業者が町へ退出意向（路線廃止）の申出をされた。

当該路線は通勤、通学、買い物、通院など地域生活に欠くことのできない移動手段であることから、維持・確保に向けて関係機関との協議・調整、住民意見交換会の開催等をはじめ、検討、協議を重ねた。

結果、路線を維持する地域旅客運送サービス継続事業を活用し、令和6年4月に

運行事業者を公募したところ、5月に阪急バス（株）が選定された。

需要規模に応じた運行水準を確保しつつ、地域ニーズ等に応じた路線の見直しによる利便性向上や経営改善による運行継続を目的とした杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画を作成し、令和6年10月より実施している。

○ 取組の主な内容（R6.10～R7.9）

「杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画」に基づき、猪名川町・運行事業者が連携・協働し、以下のとおり運行計画の改善や各種利用促進に取り組んでいる。

○ フィーダー系統の運行結果の概要

◆ 公共交通利用者数

チョイソコいながわ 阿古谷・松尾台地区：9,271人

阪急バス杉生線：44,134人

◆ 運行事業経費の負担内訳及び割合

（チョイソコいながわ 阿古谷・松尾台地区）

事業経費：11,824千円

内 訳：運賃収入 2,366千円（20%）

国補助額 1,807千円（15%）

その他 1,800千円（15%）

町負担額 5,851千円（50%）

（阪急バス杉生線）

事業経費：50,109千円

内 訳：運賃収入 13,107千円（26%）

国補助額 17,712千円（35%）

その他 2,002千円（4%）

町負担額 17,288千円（35%）

○ 財政投入を行っている公共交通事業の収支率

（チョイソコいながわ）

基準値		現在値		目標値	
令和3年度	16.3%	令和7年度	20.0%	令和12年度	25.0%

（阪急バス杉生線）

基準値		現在値		目標値	
令和3年度	—	令和7年度	26.2%	令和12年度	25.0%

○ 利用環境づくりの取組み実施項目数

基準値		現在値		目標値	
令和3年度	4件	令和7年度	6件	令和12年度	10件

◆ キャッシュレスサービスの導入（割引制度）

デマンド交通チョイソコいながわは、令和4年4月1日からの本格運行から、利用促進施策として顔認証決済システムを活用した利用回数割引を実施し、また、小人割引や障がい者割引を導入するなどの利用促進策を導入してきた。令和6年4月からは顔認証決済システムの廃止に伴い、別のキャッシュレス端末を導入し、利用回数によらず10%の割引を行っている。

◆ 阪神地域えきバスまっぷ。購入・配布

阪神北泉民局が招集・開催している「阪神都市圏公共交通利用促進会議」において発行している「阪神地域えきバスまっぷ。」を500部購入し、二十歳のつどいなどのイベントや窓口などで配布し、広域（阪神地域）を含めた公共交通の利用環境づくりに取り組んだ。

◆ hanica グランドパス70 の購入費助成（高齢者外出支援事業）

町内に居住している高齢者に対し交通費の一部を助成することにより、高齢者の外出を支援するとともに、社会参加の促進並びに高齢者による交通事故の抑制を図ることを目的として、「高齢者外出支援事業」を実施しており、令和3年（2021年）4月から70歳以上で1年以上猪名川町に住んでいる方を対象に、hanica はんきゅうグランドパス70 の購入費助成を継続している。

◆ バスロケーションシステムを活用したバス接近情報の提供

阪急バスでは、「バスロケーションサービス^(*27)」を平成28年3月から開始し、平成30年3月から猪名川町を含む全路線で利用が可能となり継続して実施している。

◆ 路線バスのガイドブック「阪急バスのノリセツ」の作成・配布

阪急バスでは、阪急バスの基本の乗り方、阪急バス・阪神バス共通ICカード乗車券「hanica」等のお得な情報、取組みや乗車マナー等をまとめた「阪急バスのノリセツ」を作成している。

猪名川町では、転入者等住民窓口での案内や、二十歳のつどいやいながわまつり等、町で実施されるイベントにおいて配布した。

◆ デマンド交通「チョイソコいながわ」の運行・エリア拡大

令和2年（2020年）5月から運行開始し、阿古谷・松尾台地区、大

島地区の2つのエリアで運行・阿古谷・松尾台地区では「日生中央駅」、大島地区では「阪急バス杉生バス停」までの移動をサポートし、交通不便地の解消およびバスや鉄道の利用を促進している。

令和6年10月より、槻並地区、猪淵・銀山・広根地区、肝川・猪名川台・差組地区の3エリアを拡大した。

○ 公共交通利用促進に係る取組み

基準値		現在値		目標値	
令和3年度	4件	令和7年度	7件	令和12年度	10件

◆ 杉生線の利用促進をテーマとしたワークショップの開催

観光資源の多い町北部に、自家用車ではなく公共交通機関で訪れていただくためにはどうすればよいか、ひいては阪急バス杉生線の利用促進に向けて、行政や企業主体ではなく、住民主体で考える機会を作ることを目的としてワークショップを開催した。

◆ バスラッピングデザインのコンペティションの開催

阪急バス杉生線の利用促進策として、全国から猪名川町北部をイメージしたバスラッピングデザインのコンペティションを開催し、最優秀賞者のデザインを阪急バス1台に施し、運行している。そのPRとして、町広報誌、HPへの掲載、またメディア各社へプレスリリースし新聞記事掲載等でのPRを実施した。

◆ モビリティ・マネジメント教育事業の実施（4校）

路線バスの利用促進策として、小学生向けにモビリティ・マネジメント教育事業を企画し、教育委員会と町内各校と協議の上、実施した。

10月に松尾台小学校3年生が能勢電鉄本社、11月に白金小学校2年生が阪急バス猪名川営業所へ訪問し、各社既存路線への乗車体験や公共交通についての学習等を実施した。

また、公共交通の重要性を、ゲームを通して学習できるよう、猪名川町版「交通すごろく」を作成し、2月に猪名川小学校、つつじが丘小学校にて大学教授による本教材を使った授業の実施に向けて調整している。

◆ 各公共交通機関の案内誌による周知

「阪急バスのノリセツ」、「えきバスマップ」、「チョイソコいながわパンフレット」等案内誌を各公共施設や商業施設に設置し、また町内で実施されるイベントにおいて周知を図ることで、利用促進に努めた。

取り組み写真



↑ワークショップ



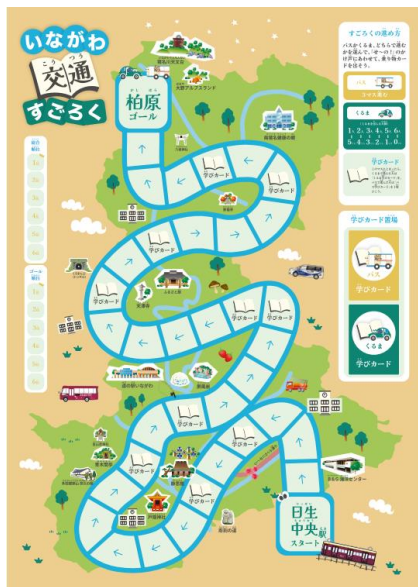
↑バスラッピングデザインコンペ表彰式



↑能勢電鉄でのMM教育事業



↑阪急バスでのMM教育事業



↑いながわ交通すごろく



↑エリア拡大版パンフレット



○ 見直し・改善に関する取組

令和6年度に取りまとめた「杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画」に沿って、令和6年10月よりチョイソコいながわのエリア拡大・阪急バス杉生線の一部路線の再開を実施した。

阪急バス杉生線について、これまでに行った利用実態調査（OD、利用目的、属性）及び交通系ICカードデータをもとに、バス利用実績の分析し、運行状況改善の検討につなげる。

チョイソコいながわについて、隔月で猪名川町・運営事業者・運行事業者でミーティングを開催し、常時情報共有をすることで、運行の改善等に適宜対応している。

○ 交通会議の開催状況、議論の概要

【令和6年度】

・令和7年1月10日（第4回）

議案1 地域公共交通維持改善事業に関する令和6年度事業評価(1次評価)について(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、杉生線旅客運送サービス継続推進事業)

・令和7年3月10日（第5回）

議案1 猪名川町地域公共交通会議 役員選任について

議案2 令和7年度猪名川町地域公共交通会議運営支援等業務の委託について

報告1 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会 報告について

報告2 杉生線旅客運送サービス継続実施計画の軽微変更について

報告3 路線バス杉生線の利用状況及び令和6年10月以降の各公共交通の運行状況等について

報告4 令和7年度 猪名川町公共交通予算事業について

【令和7年度】

・令和7年6月18日（第1回）

報告1 令和6年度地域公共交通会議事業報告について

報告2 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画推進事業））について

報告3 杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画の軽微な変更について

議案1 令和6年度地域公共交通会議決算について

議案2 令和7年度地域公共交通会議予算について

議案3 令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金）の認定申請について

（1）ラッピングバス車両デザインコンペティション事業について

（2）日生中央駅前アーケードにぎわい創出事業について

（3）モビリティ・マネジメント事業について

<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年9月2日（第2回） <ul style="list-style-type: none"> 報告1 日生中央駅前アーケードにぎわい創出事業の報告について 報告2 モビリティ・マネジメント教育事業の進捗状況について 協議1 猪名川町版「交通すごろく」について 議案1 ラッピングバス車両デザインコンペティション事業について ・令和7年11月27日（第3回） <ul style="list-style-type: none"> 議案1 令和7年度 地域公共交通確保維持改善 事業費補助金（地域内フィーダー系統確保 維持費国庫補助金）交付申請について ・令和8年1月16日（第4回） <ul style="list-style-type: none"> 報告1 令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請の変更について 報告2 令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域旅客サービス継続推進実施事業（運送継続計画推進事業））補助金額の減額予定について 議案1 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 議案2 令和7年度猪名川町地域公共交通会議補正予算について ・令和8年3月予定（第5回） <ul style="list-style-type: none"> 報告1 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会報告について 報告2 令和7年度バス利用実態調査報告について 報告3 各公共交通機関運行状況について 報告4 令和8年度猪名川町公共交通予算事業について 議案1 猪名川町地域公共交通会議役員選任について 議案2 令和8年度猪名川町地域公共交通会議運営支援等業務の委託について
--

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
チョイソコいながわ 運行事業 （地域公共交通確保 維持改善事業）	町・運営 事業者・ 運行事業 者	R4.4～	フ	デマンド交通チョイソコいながわ の運行（阿古谷・松尾台地区）
阪急バス杉生線運行 事業 （地域公共交通確保 維持改善事業）	運行事業 者	R6.10～	フ	阪急バス杉生線の運行

杉生線地域旅客運送サービス継続計画推進事業 (地域公共交通確保維持改善事業)	町地域公共交通会議	R6.10 ~	継推	利便性向上や経営改善による運行継続を目的として策定した杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画に基づき、バスの利用実態調査や利用促進策を実施した。
---	-----------	---------	----	--

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
バス路線維持費補助金	町	R5.4 ~	杉生線（杉生系統）の路線維持確保に係る赤字補填

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
なし			

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

事業	取組内容	効果目標
チョイソコいながわ運行事業 (地域公共交通確保維持改善事業)	実施主体者（町・運営事業者・運行事業者）で隔月に乗合率の向上や運転手の休憩問題等生産性の向上に向け、継続的にミーティングを開催した。 交通会議で運行エリアや運行日数等、適正な運行に向け、協議した再編内容に沿って、令和6年10月に実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通利用者数の増加 ◆公共交通に対する財政負担額の減額 ◆財政投入を行っている公共交通事業の収支率の向上
杉生線地域旅客運送サービス継続計画推進事業 (地域公共交通確保維持改善事業)	令和6年10月より、阪急バス杉生線の運行を見直し、一部運休区間を再開した。 杉生線の利用促進策として、バスラッピングデザインのコンペティションの開催や、モビリティ・マネジメント教育の実施、教材として交通すごろくの作成、杉生線の利用促進をテーマとしたワークショップを実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用環境づくりの取組み実施項目数の増加 ◆公共交通利用促進に係る実績数の増加

	<p>また、利用実態調査（OD、利用目的、属性）及び交通系ICカードデータをもとに、バス利用実績の分析し、運行状況改善を検討した。</p>	
--	---	--

4. 具体的取組に対する評価

「チョイソコいながわ」は、地域公共交通計画に記載のとおり、町内の公共交通の機能分類として、広域基幹交通及び町内基幹交通、生活交通の3つのうち、生活交通に位置付けており、生活圏内における移動の利便性を向上させ、まちの賑わいの創出を図ろうとするものである。

令和4年4月1日に本格運行を開始し、各種運賃割引制度などの導入を行うことで利用の促進に努め、利用者数は令和6年度※「8,631人（阿古谷・松尾台地区）」から令和7年度※「9,271人（阿古谷・松尾台地区）」と、約7.4%、増加した。

収支率については、令和6年度※「17.6%」から令和7年度※「20.0%」と、2.4%上昇した（補助金非考慮）。

「阪急バス杉生線」は、町内の公共交通の機能分類として、「広域基幹交通」及び「町内基幹交通」として位置付けられており、町と外を結ぶ広域な公共交通の軸であり、また町内の都市拠点と集落拠点間を結ぶといった町内外のアクセスに重要な役割を担っている。

しかしながら、令和2年5月に、コロナ禍の影響もあり当該路線の「杉生～柏原間」が運休の申し出があり、運休となった。

その後、町による路線の赤字補填と運行便数の見直し（減便）、チョイソコいながわのエリア拡大等の策を講じることで、運休していた一部路線の再開を果たした。

運行再開に係る杉生線の運行見直しで減便となったことにより、利用者数は令和6年度※の「56,987人」から、令和7年度※「44,134人」と約22.6%の減少となったが、収支率については、運賃改定等により、令和6年度※「25.9%」から令和7年度※「26.2%」と0.2%上昇した（補助金非考慮）。

以上のことから、「阪急バス杉生線」及び「チョイソコいながわ」は、地域住民の移動の支えとして、地域公共交通計画に規定する生活圏内における移動の利便性の向上に貢献しているものの、「チョイソコいながわ」については、地域公共交通計画に定める目標値「25.0%」には達していないため、令和12年度の目標達成に向けて継続的に利用促進を図っていく必要がある。

一方で、今年度、利用促進策に力を入れることとして、3つの事業を実施した。

一つめは、杉生線の利用促進をテーマとして開催したワークショップを開催した。

地域公共交通の課題を、行政や企業ごととしてだけではなく、住民が自ら、自分ごととしてとらえる機会を創出できたと考える。

2つめは、阪急バス協力のもと、バスラッピングデザインのコンペティションを開催した。

全国から猪名川町北部をイメージしたデザインを募集したところ、町内外にかかわ

らず計65点の作品の応募があり、幅広い方々に杉生線をPRできたと考える。

また、最優秀賞に選定されたデザインは、阪急バス1台に施され、町内外を実際に運行しており、猪名川町北部のPRに寄与していると考えます。

3つめは、公共交通の将来的な需要の創出を目的として、町内小学生を対象としたモビリティ・マネジメント教育事業を実施した。

現在、バス利用者のメインは通勤通学者層であることから、普段自家用車の利用が多く公共交通にあまり触れる機会の少ない高齢者層や低年齢者層向けへのアプローチとして、公共交通の乗り方講座やモビリティ・マネジメント教育を講じて、利用者数向上を推進していく必要がある。

※ 令和6年度＝令和5年10月1日～令和6年9月30日

令和7年度＝令和6年10月1日～令和7年9月30日

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課題	課題への対応方針
<p>チョイソコいながわにあつては、地域公共交通計画には数値目標として財政投入を行っている公共交通の収支率を令和12年度に25%とするとしているが、目標には達していない。</p>	<p>運行計画の内容を踏まえ適切なコストマネジメントを図るとともに、周知・啓発のためのイベント等への参画やモビリティ・マネジメント教育等、利用促進に向けた取り組みの実施を運営・運行事業者とともに検討し、需要拡大による運行収入増加を目指す。</p>

猪名川町地域公共交通会議（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
<p>目標・効果について、達成できなかったところはあるものの、事業実施の適切性については評価できる。今後も、交通会議での議論を継続し運行計画の内容をブラッシュアップすることに加え、利用促進に向けた取り組みを実施され、持続可能な公共交通が構築され</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通会議で議論を重ねて作成した杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画に沿って令和6年10月より実施した。 ◆ 阪急バス杉生線の利用促進を目的として、全国から猪名川町北部をイメージしたバスラッピングデザインのコンペティシ 	<p>今後においても、利用促進に努め、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、交通会議で継続して議題として挙げることで持続可能な公共交通ネットワークの構築の実質化に努める。</p>

<p>ることを期待する。</p>	<p>ョンを開催し、最優秀賞者のデザインを阪急バス1台に施し、運行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ また、路線バスの利用促進策として、モビリティ・マネジメント教育事業を企画し、年内の実施に向けて教育委員会と実施予定校と実施に向けて協議を重ねた。 ◆ チョイソコいながわについて隔月で猪名川町・運営事業者・運行事業者でミーティングを開催し、常時情報共有をすることで、運行の改善等に適宜対応した。 	
------------------	--	--

2. アピールポイント、特に工夫した点など

今回、利用促進にかかる初の試みとして、バスラッピングデザインのコンペティション事業、モビリティ・マネジメント教育事業を実施した。

バスラッピングのデザインについては、当初、デザイン会社に委託し、バスでのPRのみを目的としていたが、コンペ形式にすることで、バスを見かけた人だけでなく、PRの幅が全国に広がり認知度の底上げに寄与したことや、またコンペ参加者にはデザインを考えるにあたり猪名町北部に思いを馳せていただけたと考える。

さらに、最優秀賞に選定されたデザインを、実際に阪急バス1台に施工し、運行させることによって、受賞者のみならず、バスを見かけた人々にも改めて猪名川町に愛着と興味を持ってもらえたことと考える。

また、モビリティ・マネジメント教育事業については、経験として記憶に残るよう、話を聞くだけの講座で終わらず、体験して学んでもらうことを意識して企画した。

例えば、白金小学校の阪急バス猪名川営業所訪問については、実際の運行路線に乗って、実践的に乗車を体験してもらうよう設計したり、猪名川小学校、つつじが丘小学校の公共交通授業については、ゲームを通して公共交通の大切さを学んでもらうことを目的として交通すごろくの作成に取り組んでいる。

今後も、対象者の記憶に残るような実践的な学びを与え、公共交通の利用につながるような利用促進策を企画・実施を図っていく。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

令和8年1月 日

協議会名:猪名川町地域公共交通会議

評価対象事業名:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
日の丸ハイヤー(株)	デマンド交通チョイソコいながわの運行(阿古谷・松尾台地区)	<p>◆ 交通会議で議論を重ねた作成した杉生線地域旅客運送サービス継続実施計画に沿って令和6年10月より実施した。</p> <p>◆ チョイソコいながわについて隔月で本町・運営事業者・運行事業者でミーティングを開催し、常時情報共有をすることで、運行の改善等に適宜対応した。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A 計画どおり住民の移動手段を確保することができた。収支率は、前年度「17.6%」から今年度「20.0%」と、令和12年度目標としている「25%」に向けて伸長している。	持続可能な公共交通ネットワークを議題として、会議にて諮ることで運行計画の内容をブラッシュアップすることに加え、利用促進に向けた取り組みの実施を運営事業者とともに検討する。
阪急バス(株)	阪急バス杉生線運行	—	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A 運休していた一部区間の再開を実現し、本町北部住民の生活移動手段を確保することができた。減便による利用者減はあるものの、運賃改定等により令和12年度目標である「収支率25%」を達成した。	持続可能な公共交通ネットワークを議題として、会議にて諮ることで運行計画の内容をブラッシュアップすることに加え、利用促進に向けた取り組みとして、周知・啓発のためのイベント等への参画やモビリティ・マネジメント教育事業を運営事業者とともに継続実施していく。

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月 日

協議会名:	猪名川町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>○ 地域特性</p> <ul style="list-style-type: none">・町域は東西に約8km、南北に約18kmと南北に細長い形状(面積:90.33㎡)。・町最北部に位置する大野山(標高753m)を源流とする猪名川が町の中央を北から南へ流れ、その周辺に集落が形成されており、町の南部の丘陵地では民間事業者による大規模住宅地開発が行われ、市街地を形成。・人口:28,713人(令和6年9月末現在) <p>○ 取組の実施に至る経緯</p> <p>阪急バス・能勢電鉄・コミュニティバス・タクシーが地域公共交通として、住民の重要な移動手段を担っているが、少子高齢化や人口減少に伴う公共交通利用者の減少や交通事業者の乗務員不足など、地域交通は深刻な状況にある。そこで、利用者のニーズに合った路線に見直し、利便性を上げ猪名川町の地域交通を元気にするために、運営事業者であるネットヨタ神戸(株)、運行事業者である日の丸ハイヤー(株)と連携し、新しい交通システムとして乗り合い移動サービス「チョイソコいながわ」を実施し、生活交通ネットワークの構築を進めているところである。</p>

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

令和8年1月 日

協議会名:猪名川町地域公共交通会議

評価対象事業名:地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
猪名川町地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの利用実績の分析 ・公共交通・乗継情報等の提供 ・モビリティマネジメント教育事業の企画調整 ・協議会の開催 	—	B 予算の確保ができず一部事業が実施できなかったが、予算を確保できた事業については適切に実施された。	A <ul style="list-style-type: none"> ・利用実態調査(OD、利用目的、属性)及び交通系ICカードデータをもとに、バス利用実績の分析し、実施計画に対する実効性を考察できた。 ・全国から猪名川町北部をイメージしたバスラッピングデザインのコンペティションを開催し、阪急バス杉生線の利用促進を図れた。 ・モビリティ・マネジメント教育の実施に向けて教育委員会との調整や教材として交通すごろくの作成を実施し、将来的な公共交通利用の需要につなげられた。 ・「猪名川町地域公共交通会議」における運営として、協議会で評価検証に伴う提示資料及び説明資料等の作成、協議会当日の運営及び議事録の作成等を実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算の確保ができず一部事業が実施できなかったため、予算の確保に努める。 周知・啓発のためのイベント等への参画やモビリティ・マネジメント教育事業を運営事業者とともに継続実施していく。

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月 日

協議会名:	猪名川町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>○ 地域特性</p> <ul style="list-style-type: none">・町域は東西に約8km、南北に約18kmと南北に細長い形状(面積:90.33㎡)。・町最北部に位置する大野山(標高753m)を源流とする猪名川が町の中央を北から南へ流れ、その周辺に集落が形成されており、町の南部の丘陵地では民間事業者による大規模住宅地開発が行われ、市街地を形成。・人口:28,713人(令和6年9月末現在) <p>○ 取組の実施に至る経緯</p> <p>阪急バス・能勢電鉄・コミュニティバス・タクシーが地域公共交通として、住民の重要な移動手段を担っているが、少子高齢化や人口減少に伴う公共交通利用者の減少や交通事業者の乗務員不足など、地域交通は深刻な状況にある。そこで、利用者のニーズに合った路線に見直し、利便性を上げ猪名川町の地域交通を元気にするために、運営事業者であるネットヨタ神戸(株)、運行事業者である日の丸ハイヤー(株)と連携し、新しい交通システムとして乗り合い移動サービス「チョイソコいながわ」を実施し、生活交通ネットワークの構築を進めているところである。</p>

令和7年12月
近畿運輸局交通政策部交通企画課

地域公共交通確保維持改善事業活用協議会 御中

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の提出案内

平素は、近畿運輸局の交通行政の推進に対しまして、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等に基づき、各協議会自らによる事業の実施状況の確認、自己評価（以下「一次評価」という。）を行い、当該一次評価の結果を、地方運輸局に報告するとともに、ホームページ等で公表していただく必要があります。

今年度、一次評価を行っていただく事業、提出書類及び提出期限は、下記のとおりとなりますので、提出漏れのないようお願いいたします。

また、下記1.(1)、(2)②及び(3)の事業については、実施要領8.(1)②に基づき、二次評価を実施させていただきます。実施を必須とする系統以外において、二次評価を希望される場合は、一次評価の提出時に管轄する運輸支局又は兵庫陸運部にお申し出ください。

なお、二次評価の実施にあたり、有識者等により構成される「近畿運輸局 地域公共交通確保維持改善事業 第三者評価委員会」を令和8年2月9日(月)に開催いたします。

今年度の第三者評価委員会では、下記1.(1)①の事業(幹線補助)、②の事業(フィーダー補助)、(3)①の事業(調査事業)について京都運輸支局及び和歌山運輸支局管内の協議会に自己評価等に関する発表を依頼する予定としておりますので、よろしくようお願いいたします。

記

1. 対象事業

(1) 地域公共交通確保維持事業

- ① 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
- ② 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

対象事業年度：令和7年度

評価対象期間：R6.10.1～R7.9.30

(2) 地域公共交通バリア解消促進等事業

- ① バリアフリー化設備等整備事業（鉄道、バス・タクシー、旅客船）
- ② 利用環境改善促進等事業（鉄道、バス）
- ③ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

対象事業年度：令和6年度

評価対象期間：R6. 4. 1～R7. 3. 31

(3) 地域公共交通調査等事業

- ① 地域公共交通調査事業
- ② 地域公共交通利便増進事業
- ③ 地域旅客運送サービス継続推進事業
- ④ 地域公共交通バリアフリー化調査事業
- ⑤ 地域公共交通再構築調査事業

対象事業年度：令和7年度

評価対象期間：R7. 4. 1～R8. 3. 31

※対象事業年度及び評価対象期間は、事業により異なります。

2. 提出書類

対象事業	事業評価実施細目様式		事業評価シート (近畿様式)
	別添1	別添1-2	
1. (1)①、②	○	○	○
1. (2)①、③	○		
1. (2)②	○	○	
1. (3)①、②、③	○		○
1. (3)④、⑤	○		

3. 提出期限

令和8年1月30日（金）

4. 提出先

近畿運輸局又は管轄する運輸支局もしくは兵庫陸運部

5. その他

第三者評価委員会で発表していただく京都運輸支局・和歌山運輸支局管内の協議会につきましては、後日連絡させていただきますので、ご承知おき願います。

【議案 2】

令和 7 年度 猪名川町地域公共交通会議 補正予算について

【要旨】

令和 7 年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画推進事業））の補助金額の変更に伴い、猪名川町地域公共交通会議予算の補正を行うもの。

当初予算額（歳入歳出予算の総額） 12,663,025円

↓

補正予算額（歳入歳出予算の総額） 25,318,811円

令和7年度 猪名川町地域公共交通会議 補正予算書（案）

令和7年度猪名川町地域公共交通会議の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,655,786円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,318,811円とする。

令和8年1月 日提出

猪名川町地域公共交通会議会長 柳原 崇男

令和7年度 猪名川町地域公共交通会議 予算書（補正）（案）

（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

歳入

（単位：円）

款	項	目	予算額	備考
1負担金	1負担金	1負担金	3,404,000	猪名川町負担金
2補助金	1補助金	1補助金	21,914,000	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（①地域内フィーダー系統確保維持費 19,519 千円、②地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画策定事業）2,395 千円）
3繰越金	1繰越金	1繰越金	25	令和6年度繰越金
4諸収入	1諸収入	1諸収入	786	銀行利息
合計			25,318,811	

歳出

（単位：円）

款	項	目	予算額	備考
1事務費	1事務費	1事務費	4,000	事務用品・手数料等
2事業費	1事業費	1事業費	19,519,000	・地域内フィーダー系統確保維持費（杉生線・チョイソコ）19,519 千円
			5,795,000	・地域旅客運送サービス継続推進事業（運送継続計画推進事業）費（①地域公共交通会議運営支援 3,256 千円、②公共交通・乗継情報等の提供（PR、阪急バスラッピング）1,327 千円、③モビリティマネジメント教育事業 1,212 千円） 合計 5,795 千円
3予備費	1予備費	1予備費	811	繰越金＋諸収入
合計			25,318,811	

※朱書きを補正事項とする。

※歳出については、変更箇所を明確にするため2事業費の箇所を分割記載

令和7年度 猪名川町地域公共交通会議 予算書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

歳入

(単位:円)

款	項	目	予算額	備考
1負担金	1負担金	1負担金	4,169,000	猪名川町負担金
2補助金	1補助金	1補助金	8,494,000	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (①地域内フィーダー系統確保維持費 6,000千円、②地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画策定事業)2,494千円)
3繰越金	1繰越金	1繰越金	25	令和6年度繰越金
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	
合計			12,663,025	

歳出

(単位:円)

款	項	目	予算額	備考
1事務費	1事務費	1事務費	4,000	事務用品等
2事業費	1事業費	1事業費	12,659,000	・地域内フィーダー系統確保維持費(杉生線・チョイソコ) 6,000千円 ・地域旅客運送サービス継続推進事業(運送継続計画推進事業)費(①地域公共交通会議運営支援、②公共交通・乗継情報等の提供(PR、阪急バスラッピング)、③モビリティマネジメント教育事業) 6,659千円
3予備費	1予備費	1予備費	25	
合計			12,663,025	

【参考資料】補正に係る理由等について

<歳入>

款	当初予算額	補正後	差額	理由等
1 負担金	4,169,000	3,404,000	▲765,000	事業実施額の減少（ラッピングバスデザイン費）等により猪名川町負担金を減額。
2 補助金	8,494,000	21,914,000	13,420,000	①フィーダー系統確保維持費 6,000 千円⇒19,519 千円。路線バス（杉生線）に係る国の補助金額の変更に伴い増額。 ②地域旅客運送サービス継続推進事業 2,494 千円⇒2,395 千円。事業費縮小に伴う減額。
4 諸収入	0	786	786	銀行利息により増額。
合計			12,655,786	

<歳出>

款	当初予算額	補正後	差額	理由等
2 事業費	6,000,000	19,519,000	13,519,000	地域内フィーダー系統確保維持費 6,000 千円⇒19,519 千円。路線バス（杉生線）に係る国の補助金額の変更に伴い、歳出についても増額。
2 事業費	6,659,000	5,795,000	▲864,000	地域旅客運送サービス継続推進事業費 6,659 千円⇒5,795 千円。各事業の実施完了により不用額の減額。
3 予備費	25	811	786	銀行利息分を予備費に充当。
合計			12,655,786	